

剰余金の配当に関する基準日設定公告

平成 25 年 10 月 16 日

各 位

東京都西東京市北原町三丁目 2 番 22 号
株式会社アーネストワン
代表取締役社長 松林 重行

当社は、平成 25 年 10 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

以上